

第5章

安全に、安心して住み続けられるまち

～うるおいのある
快適な居住環境づくり～

- 第1節 まちづくり景観と市街地活性化
- 第2節 住宅・宅地の整備
- 第3節 道路・交通網の整備
- 第4節 水道の整備
- 第5節 下水道の整備
- 第6節 消防・救急体制の充実
- 第7節 防災対策の推進
- 第8節 交通安全・防犯対策の推進
- 第9節 消費者保護の充実

第7次別海町総合計画
第4部 基本計画（抜粋）



第5章 安全に、安心して住み続けられるまち

うるおいのある 快適な居住環境づくり



1 まちづくり景観と市街地活性化

1 現状

少子超高齢社会の進行に伴う人口減少や、車社会の進展によるまちの郊外化に歯止めをかけるため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが全国的に進められています。整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすいだけでなく、にぎわいを創出し、まちの発展につながります。

別海地区における質の高い生活の確保と持続可能な地域社会の実現を目指し、2014年度（平成26年度）に「別海町市街地活性化計画（別海地区）」を、2015年度（平成27年度）には「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定しています。これらの中では、老朽化した中央公民館に代わる施設として、交流やボランティアの活動拠点を備えた「生涯学習センター」の整備を位置づけており、2022年度（令和4年度）には、生涯学習センターみなくなるが完成しました。

また、農村景観や格子状防風林、野付湾の打瀬船など、豊かな自然環境と素晴らしい景観に恵まれた本町ですが、全国的には景観を阻害するような建築物や工作物が建設される例もあり、地域にとって重要な自然、歴史、文化などの景観形成への影響が懸念されます。

2 課題

「別海町市街地活性化計画」における別海地区については、これまでに策定した計画等に基づき整備を進めながら、計画の見直しも含めて活性化策を検討する必要があります。また、本町は市街地が点在していることから、今後は各地域の市街地機能の維持・強化についても検討が必要となっており、公共施設跡地を含めた未利用地の利活用について、最も効果的に町民全体の利益や地域活性化につながるよう、検討を進める必要があります。

また、景観に配慮したまちづくりへの意識が高まっており、豊かな自然や景観、歴史・文化資源などとの共存という視点や来訪者から親しまれる市街地景観も考慮する必要があります。将来を見据えた総合的な景観の形成が課題となっています。

3 施策の目的

安全・安心な地域の構築により町民の質の高い生活を維持するとともに、市街地活性化につなげるため、商業や教育、防災等の各分野と整合性をとりながら、計画的な市街地整備を推進します。

また、本町の豊かな自然環境や特色を活かした美しい景観づくりに向け、町民との協働のもと、本町にふさわしい景観の形成を図ります。

4 主要施策

①地域の拠点整備、再生整備に向けた構想に基づく地域活性化の推進	地域の拠点整備や再生整備にあたり、周辺区域を含めた構想（ビジョン）を描き、わかりやすい情報共有に努めながら、未利用地の有効活用や必要な機能の整備を行います。
②景観に配慮したまちづくり整備の推進	まちづくりの活性化や来訪者に親しまれる地域形成のため、豊かな自然環境との調和や各地域の統一感のある市街地景観整備など、景観に配慮したまちづくり整備等を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
暮らしやすさに満足している町民の割合 （まちづくりアンケートによる）	%	50.9	56.9	60

6 主要な事業

市街地活性化の推進	まちづくりに係る各種計画等に基づいた市街地整備と景観形成を行います。
景観形成への取組	景観に配慮したまちづくりを進めるために必要な環境整備に取り組みます。



2 住宅・宅地の整備

1 現状

住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備を行う必要がある一方、少子超高齢社会の急速な進行、人口減少や核家族化など、社会状況が大きく変化する中で、空き家対策も含めた総合的な住宅・宅地施策を展開することが求められています。

本町では、これまで2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とした「別海町住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の建て替えを主に実施してきましたが、2017年度（平成29年度）北海道の「住生活基本計画」の見直しに合わせ、「別海町住生活基本計画」を新たに策定しています。同時に、この計画に基づいた「別海町公営住宅等長寿命化計画」を見直し、その計画に沿って、既存公営住宅等の長寿命化型・居住性向上型に加え、安全性確保、福祉対応、脱炭素対応等の改善工事を実施しています。

民間住宅について、耐震改修よりも新築の需要が依然として多い傾向にありますが、1981年（昭和56年）以前に建設された耐震性のない住宅が現存していることから、2017年度（平成29年度）に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、2023年（令和5年）3月に計画を見直しています。2018年度（平成30年度）に既存住宅の耐震化の促進を図るため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の見直しと拡充を行い、これまでに10件の補助を実施しています。

空き家対策については、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年（平成26年）法律第127号）が施行されています。これを受けて2017年度（平成29年度）に本町が行った現況調査からは、所有者や相続人不詳による空き家の放置や適切な管理がされていない空き家が散見されています。本町では、2018年度（平成30年度）に「別海町空家等対策計画」を策定し、2023年度（令和5年度）に計画内容の見直しを実施しています。

住宅地の提供に関しては、別海川上町及び尾岱沼潮見町に7区画の造成を行い、全てを分譲しています。

2 課題

公営住宅等については、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の長寿命化や居住性向上のため、ライフサイクルコスト^{*}の縮減と事業費の平準化を図りながら、いかに的確な手法を用いて改善又は維持管理を行うかが課題となっています。

また、一部の団地について空室率が高いため、空室解消のための施策について検討を行う必要があります。

民間住宅における耐震化の促進については、対象施設が個人の私有財産であることもあり、耐震化が進まない実情となっていますが、耐震改修等補助金の活用を促すとともに、耐震セミナーを定期的を開催するなど、耐震化の促進につながる取組を進める必要があります。

^{*}用語解説「^{*}」は、P.155～158を参照

空き家対策については、所有者自らが空き家に対する適切な管理を行う必要があります。このため、「別海町空家等対策計画」に基づき、空き家に関する理解と管理意識の高揚を目的に、空き家相談会の定期的な実施、空き家再生等利活用に関する情報の発信や啓発を今後も継続的に実施するとともに、放置空き家や危険空き家の発生を抑制するため、相続登記の周知徹底や空き家バンク制度の活用、空き家の解体に対する支援を継続し、それに係る補助要件等の見直しや制度の拡充を実施する必要があります。

住宅地の提供に関しては、策定した「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の精査、見直しを継続して実施し、各種事業を促進することが重要となっています。また、未利用地については、地域の活性化やまちづくりの観点から将来的に活用の見込みがあるものか、十分に検討した上で、地域住民のニーズも考慮し、新たな住宅地分譲を検討することが必要となっています。

3 施策の目的

公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進めます。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進めます。

4 主要施策

①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、定期的な「耐震セミナー」の実施や耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
町有宅地分譲数（期間累計）	区画	7	0	20
公営住宅等の長寿命化改修棟数 (期間累計)	棟	4	13	23

6 主要な事業

公営住宅等整備事業	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化型・居住性向上型等の改善工事や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
空き家等対策事業	不良住宅等に対する除却費補助制度を継続するとともに、制度の拡充を検討し、所有者等による除却を促します。
既存住宅耐震改修補助事業	町民の安全・安心を確保し、災害発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化率を向上します。
町有地の分譲	未利用地の再利用検討を行い、可能なものを住宅地として分譲します。

3 道路・交通網の整備

1 現状

本町の道路網は、基幹産業である酪農や漁業等の生産性向上や、町民の安全で快適な居住環境に寄与するため重要な基盤となっています。また、町民の高齢化が進行する中で公共の交通は日常に欠かせない生活の足となっています。

主要な路線である国道243号、272号及び主要道道根室中標津線については、その重要性から地域高規格道路の指定を受け拡幅等の工事を実施しています。

本町も国と北海道に対し整備要請を行っていますが、計画が進まず未施工の区間が多い状況となっています。町道の整備については、市街地道路の舗装化が進み、未舗装道路は残り少なくなっている状況です。

一方、郊外地道路については、現在約360kmが未舗装となっており、依然として各地域からの舗装化要望も多いことから、現状で各種補助事業を活用し事業化が可能と見込める路線を順次実施する計画としています。また、老朽化した道路施設の補修や自然災害による対応など、交通の安全を確保するため適正な管理が必要とされています。

しかし、一部の道路施設では、経年劣化が著しく、補修費用が増加していることから、抜本的な改修工事が必要となっています。また、冬期間の通行確保のために必要な除雪車両についても、老朽化による修理費が年々増加傾向にあります。

地域生活バスは、町民の日常生活に不可欠な交通手段として、町内4路線を運行しており、民間バス路線との接続等利便性の向上を図るとともに、高齢者等利用者に優しいノンステップバスの導入をしています。

2 課題

地域高規格道路の整備は、他市町との交流や産業の発展に非常に重要な役割を担っており、未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等も含め引き続き国と北海道へ要請することが重要となっています。

町道等の整備については、住宅の張り付き状況等を考慮し、各種補助事業の活用により未舗装路線の削減に向けて引き続き改良舗装工事を進める必要があります。これに併せて今後増加が見込まれる老朽化した道路施設の対策として、橋梁の延命化を主体とした修繕や舗装道路の改修等を効率的に継続して進める必要があります。

また、夏季の大雨や冬季の暴風雪などの近年頻発する異常気象には臨機な対応が求められ、特に冬期間の通行を確保する上では、継続した除雪体制を維持するとともに、老朽化した除雪車両や防雪対策施設の計画的な更新が必要となっています。

今後も老朽化した道路施設や車両は確実に増加する傾向にあることから、費用の平準化を考慮した計画的な補修及び更新工事を継続し、施設の延命化を図っていくことが重要となっています。

さらに、公共交通空白地区に居住する交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっています。

3 施策の目的

広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、人口減少を見据えた町民の身近な公共交通機関を充実させることで町民の生活を支えます。

4 主要施策

①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。
②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。
③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁、防雪対策施設など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。
④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に努めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
補修する橋梁数（期間累計）	箇所	18	23	55
町道等の舗装化延長 （期間累計）	km	74	20.2	40
舗装道路を補修する延長（期間累計）	km	1.2	6.6	14.0
ノンステップバスの導入割合	%	50	100	100

6 主要な事業

道路整備事業	未改良道路等の舗装化及び既存施設の補修を計画的に進めます。
町道等維持補修事業	道路、橋梁等の補修を行い、健全な状態を維持し通行の安全を確保します。
公共交通環境の充実	人や環境に優しいノンステップバスの導入など地域公共交通の維持に努めます。



4 水道の整備

1 現状

水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安全・安心な水を安定的に供給する役割を担っています。

全国的な社会問題として、人口の減少と担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられます。

本町では、これらの社会問題に対応するため、水道事業の健全運営に向けて施策の進捗状況を踏まえ「別海町水道事業ビジョン[※]」を改定し、資産管理（アセットマネジメント[※]）及び水需要の検討を行っています。

水道施設の老朽化や地震対策として、長寿命化事業による配水池の防水塗装や国営事業による配水管路の改修を進めており、その他の水道施設についても耐震化・更新計画を基本とし、改築・更新に向け関係機関と協議しています。

水道水の水質は、水質検査計画に基づいて実施し、検査結果は町のホームページで公表しています。また、水質変化に対応できるよう将来的な別海浄水場の改築・更新に合わせ機能強化を検討しています。

2 課題

現在、各事業において配水管路や配水池の改修を実施中ですが、その他の施設についても改築・更新による機能強化や耐震化に向け、関係機関と継続的な協議を進めることが重要となっています。

本町の水道事業経営は安定しているといえますが、今後も水道施設の老朽化による改築・更新及び災害リスクへの対応として耐震化が必要となることから事業費は増加し、また、人口減少による収益の減少など、財源確保が大きな課題となるため、別海町水道事業経営戦略を見直していく必要があります。

3 施策の目的

将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を進めます。

[※]用語解説「[※]」は、P. 155～158 を参照

4 主要施策

① 計画的な水道施設の整備	水道施設の改築・更新に向けて関係機関との協議を進めるとともに、計画的かつ効率的な整備と長寿命化に取り組みます。
② 水道事業の健全運営	資産管理（アセットマネジメント）や水需要の検討を引き続き行うとともに、状況の変化に応じ、「別海町水道事業ビジョン」及び「別海町水道事業経営戦略」の見直しを行います。
③ 水道水の水質管理	水質検査の結果を町のホームページで公表するとともに、将来的な別海浄水場の改築・更新に合わせた、機能強化を検討します。
④ 災害対策の強化	「危機管理マニュアル」の適時更新を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
管路の耐震適合率	%	14.0	14.3	16.0

6 主要な事業

水道施設改修事業	安定した水道水の供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。
水道配水管整備事業	配水管の不足や水量不足を解消するため、効率的な整備を行うとともに、耐震化に取り組みます。



5 下水道の整備

1 現状

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものです。

全国的な社会問題として、人口減・担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられ、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。

公共下水道事業は、終末処理場等の機器改築・更新事業や污水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の新規設置費用の助成を行っています。

下水道等事業は、2022年度（令和4年度）から地方公営企業法の一部適用により公営企業会計へ移行し、財政計画については、2024年（令和6年）3月に見直した「別海町下水道等事業経営戦略」により経営分析等を行い、今後の下水道等事業の健全運営に向けた方向性を定めています。

本町の生活排水処理施設整備の基本方針

集合処理地域	
公共下水道事業（特定環境保全公共下水道）	別海・西春別駅前・走古丹処理区
農業集落排水事業	西春別・上春別・中春別地区
漁業集落排水事業	尾岱沼・本別海地区
集合処理地域外	合併処理浄化槽による排水処理地域

2 課題

今後は、各事業で策定している計画を基に施設の改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法の見直しを行いながら各事業を進める必要があります。また、大雨時の浸水対策として、雨水管整備を進めることが求められています。

経営戦略を見直したことにより財政目標が明確になったことから、目標達成に向け経営改善に取り組む必要があります。

3 施策の目的

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進します。また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、将来的な下水道等事業の健全運営を推進します。

4 主要施策

① 公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、大雨時対策として、浸水対策及び雨水管整備を実施します。
② 農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。
③ 合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。
④ 下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
汚水処理人口普及率	%	83.1	88	92
合併処理浄化槽設置数 （期間累計）	基	249	75	150

6 主要な事業

特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、浸水対策及び雨水管整備を実施します。
農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。
合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の新規設置者に係る補助金を交付します。



6 消防・救急体制の充実

1 現状

近年、大規模火災をはじめ、地震や豪雨などの自然災害が日本各地で頻発する中、本町においても、町民の生命や財産を守る消防力の向上が重要となっており、迅速で的確な活動を行える消防・救急体制の構築が求められています。また、北海道から公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」では、建物倒壊や津波による浸水被害が想定されています。

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しており、老朽化した各消防施設の整備や、消防車両の更新によって消防・救急体制の強化を図っています。

また、地震や大雨、高潮など災害に対応する訓練や研修を実施することで、消防力の強化に努めているほか、沿岸地区については、自然災害の発生等による消防体制の強化を図るため、東部地区消防体制強化推進計画を策定し、尾岱沼地区の常勤職員の増員と救急隊の運用を開始しました。

さらに、非常備消防として消防団が組織されており、消防団員の入団促進や各分団における計画的な訓練の実施により、団員においても資質向上による消防力の強化を図るなど、消防署及び消防団が相互に連携を図りながら、防火・防災に努めています。

また、火災予防や初期消火、救急救命に関する知識を町民に普及することで、自助としての消防・救急体制の充実にも努めています。

2 課題

消防車両や消防水利等各施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があります。

また、消防団員の減少及び高年齢化が進んでおり、更なる団員確保や後継者への技術の伝承が急務となっています。

町民の安全や生命を守るため、各種応急処置に関する情報の周知や講習会等を積極的に開催し、救命率の向上を図る必要があります。また、近年増加している外国人労働者に対しては、自国と日本の防火・救命方法等の違いにより混乱が生じないように、理解を求める必要があります。

3 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化します。

4 主要施策

①常備消防・救急体制の充実 総合戦略	老朽化した消防施設設備の補修を行うとともに、消防車両の計画的な導入や更新、多種多様化する災害に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。
②消防団の活性化 総合戦略	消防団の活性化に向けて、消防団員の入団促進の強化を図るほか、各分団において計画的な訓練を実施し、団員の資質向上に取り組みます。
③火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	町民や外国人労働者を含む事業所等を対象とした防火講習・救命講習等を積極的に実施し、火災予防・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
救急救命講習会受講者数 （期間累計）	人	8,042	2,225	6,000
防火講習会受講者数 （期間累計）	人	2,021	337	1,300
消防団訓練実施者数 （期間累計）	人	18,070	9,268	23,500

6 主要な事業

消防施設設備の計画的改修	老朽化する通信指令装置等（119受付装置）や消防水利及び車庫等を改修します。
消防車・救急車の計画的導入と更新	消防・救急車両の計画的な導入や更新により、消防・救急体制を充実・強化します。
消防団員の育成及び装備品の強化	火災をはじめ、地震や豪雨等にかかる災害対応の知識及び技術向上を図るため、消防学校の入校や各種研修、訓練等を実施します。また、多様化する災害に対応するため、装備品（防火衣等）を更新します。



7 防災対策の推進

1 現状

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中、自助、共助及び公助の連携により、災害対策がうまく機能することが強く認識され始めていることから、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的に重要視されています。2022年度（令和4年度）に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策特別強化地域に指定され、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が北海道から公表されました。

本町では、町のホームページや広報紙を活用した避難場所等の周知、「ハザードマップ」の配布、防災講話の実施など、町民に対して防災に関する情報の積極的な周知を行っているほか、各町内会に自主防災組織育成事業について周知し、自主防災組織や関係機関と連携した防災訓練を実施することで、自主防災組織強化に努めています。

災害時に備えた取組としては、各地区の防災センターや地域会館へ食糧や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、関係機関や民間企業との災害協定の締結等により、円滑な避難支援の体制づくりを推進しています。

また、地震に伴い発生が危惧される津波への対策として、走古丹、本別海、床丹及び野付半島に津波の避難施設を建設したほか、計画的に海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題

2022年度（令和4年度）に北海道が公表した千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震の被害想定では、早期避難と津波避難施設の整備により死者数が約8割減少となることから、早期避難率の向上を図るために、自主防災組織や消防、警察及び自衛隊等関係機関と連携した防災訓練を継続して実施していくとともに、津波避難施設については、地域住民が安心して避難できるように、避難所機能を維持するための維持補修を図っていく必要があります。

また、厳冬期の防災訓練の実施や備蓄資機材の見直しなど厳冬期における災害対策を検討していく必要があります。

さらに、海岸地区における津波及び高潮被害の減災対策についても、引き続き関係者との調整を図りながら、海岸保全施設等を整備する必要があります。

3 施策の目的

町民の災害に対する自助・共助の意識を育みながら、公助である関係機関が連携し、激甚化・頻発化する災害や危機による被害を最小限に抑え、災害関連死を出さないまちづくりを推進します。

4 主要施策

①総合的な防災体制の確立 総合戦略	「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実を行います。また、関係機関及び民間企業との連携の構築・維持に努め、災害時の協力体制を充実します。
②地域での防災力の強化 総合戦略	「ハザードマップ」や「防災マップ」の情報更新及び積極的な配布によって、啓発・情報提供の充実に取り組みます。また、自主防災組織育成事業について周知することで組織の結成を促進するとともに、住民、関係機関参加型の防災訓練や防災講話を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立します。
③海岸地域の津波避難対策の充実 総合戦略	津波避難対策の充実に向けて、海岸地域における津波避難施設の改修や防災行政無線の整備を行います。
④海岸保全の推進	暴風・高潮等による海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、関係者との調整を図りながら海岸保全事業を推進します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
自主防災組織結成率	%	62	82	100

6 主要な事業

防災・減災情報伝達手段の確保	新たな防災行政無線設備を整備します。
自主防災組織等の育成	自主防災組織等の育成を推進します。
災害用備蓄資機材の整備	災害用備蓄資機材の計画的な更新・整備を行います。



8 交通安全・防犯対策の推進

1 現状

わが国における交通事故死者数は、1970年（昭和45年）の1万6,765人をピークに、2022年（令和4年）には2,610人にまで減少しています。これは、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸対策を推進した成果と考えられます。しかし、こうした中で交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者を取り巻く問題が増加しています。

本町では、交通事故の発生を未然に防ぐため、別海町交通安全協会、交通安全指導員及び関係機関と連携の上、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発運動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。

刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるため、犯罪情勢については改善がみられると考えられます。その一方で、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

防犯対策としては、別海町防犯協会と連携の上、チラシによる啓発等により防犯意識の高揚に取り組むほか、関係機関と連携し、地域安全運動の推進に努めています。

また、暗いところは監視性が低く、犯罪が起りやすい場所といわれていることから、町内会と連携の上で防犯灯の整備を行っています。

2 課題

交通安全対策としては、交通事故防止のため、年齢層に応じた交通安全教室を継続して実施するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化する必要があります。また、交通安全思想の普及を担う交通安全指導員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が困難であることから、担い手不足の解消に向け、対策の検討を進める必要があります。

防犯対策としては、不審者や特殊詐欺被害の増加が懸念されることから、犯罪の発生を未然に防ぐため、多くの地区で防犯活動が実施されるよう活動の促進に取り組んでいくとともに、今後も、防犯チラシの作成、配布等により町民の防犯意識の啓発を図ることが重要となります。

防犯灯の整備については、住宅区域の拡張等に伴い、防犯灯の設置が必要な箇所も変動するため、状況に合わせた防犯灯の設置が求められています。また、木柱が多く使用されており、経年劣化や腐食が進んでいることから、改修の必要性が高い防犯灯の整備を計画的に実施する必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚、安全な道路環境の整備・維持に取り組み、安全・安心のまちづくりを進めます。また、関係団体との連携により、地域の自主的な防犯・安全活動を充実するとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、防犯意識の高揚を推進するほか、防犯効果の向上につながる環境の整備に取り組みます。

4 主要施策

①交通安全意識の高揚 総合戦略	関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するほか、街頭における啓発運動を実施します。
②安全な道路環境の整備・維持	交通安全施設を計画的に整備し、運転者への注意喚起を促す安全な道路環境の整備を進めます。
③防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯活動や広報・啓発活動、情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚に取り組みます。
④防犯灯の整備	犯罪を誘発するおそれのある環境の改善を図るため、町内会と連携し必要な防犯灯の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	26	49	30
省エネ防犯灯の設置率	%	78	97	98

6 主要な事業

交通安全施設の整備	町道区画線の整備及び交通安全施設の整備を行います。
交通安全意識の高揚	交通安全教室や街頭啓発を行います。
防犯灯整備の推進	防犯灯の設置や維持管理を行う町内会を支援します。



9 消費者保護の充実

1 現状

近年、インターネットやSNSの活用によって、消費生活は大変利便性が高く、豊かなものとなっています。その一方で、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による消費生活のトラブルが複雑化しています。こうした中で、2012年（平成24年）に、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消費者教育の重要性を認識し、地域において積極的に推進することが義務付けられています。

本町では、消費者トラブルを未然に防ぎ、町民が安全・安心・健全に消費生活を営めるよう、消費者協会と連携して街頭啓発を実施しています。また、消費者大会の開催や広報紙・ホームページの活用によって、消費生活に関連する情報提供や啓発を積極的に実施しています。

さらに、トラブル発生後の適切な対応に向け、消費生活相談研修を重ねた担当職員による相談窓口を整備しているほか、根室振興局管内市町間で連携協定を結び、広域的な相談体制を構築しています。

2 課題

インターネットの普及に伴い、高齢者や若年層にも被害が拡大し、トラブルの内容が多様となっていることから、効果的な消費者被害予防策を構築する必要があるとともに、学校での消費者教育の推進及び消費生活相談担当職員の更なる知識の習得等、相談体制の強化・充実が必要となります。

3 施策の目的

近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、町民が安心して相談できる環境づくりを進めます。

4 主要施策

①消費者生活情報と学習 機会拡充・啓発の推進	関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じた消費生活情報の提供を行うほか、街頭啓発や消費者大会の実施により、悪質商法による被害の予防啓発活動を行います。
②消費生活相談の充実	職員の消費生活相談研修への参加や、根室振興局管内市町間の連携による広域的な相談体制の構築により、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応を行います。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
消費相談件数	件	11	28	5

6 主要な事業

消費生活啓発・情報提供 関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。
消費生活ネットワーク 化推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め体制を拡充します。

第5章 安全に、安心して住み続けられるまち

うるおいのある 快適な居住環境づくり



1 まちづくり景観と市街地活性化

1 現状

少子超高齢社会の進行に伴う人口減少や、車社会の進展によるまちの郊外化に歯止めをかけるため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが全国的に進められています。整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすいだけでなく、にぎわいを創出し、まちの発展につながります。

別海地区における質の高い生活の確保と持続可能な地域社会の実現を目指し、2014年度（平成26年度）に「別海町市街地活性化計画（別海地区）」を、2015年度（平成27年度）には「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定しています。これらの中では、老朽化した中央公民館に代わる施設として、交流やボランティアの活動拠点を備えた「生涯学習センター」の整備を位置づけており、2022年度（令和4年度）には、生涯学習センターみなくるが完成しました。

また、農村景観や格子状防風林、野付湾の打瀬船など、豊かな自然環境と素晴らしい景観に恵まれた本町ですが、全国的には景観を阻害するような建築物や工作物が建設される例もあり、地域にとって重要な自然、歴史、文化などの景観形成への影響が懸念されます。

2 課題

「別海町市街地活性化計画」における別海地区については、これまでに策定した計画等に基づき整備を進めながら、計画の見直しも含めて活性化策を検討する必要があります。また、本町は市街地が点在していることから、今後は各地域の市街地機能の維持・強化についても検討が必要となっており、公共施設跡地を含めた未利用地の利活用について、最も効果的に町民全体の利益や地域活性化につながるよう、検討を進める必要があります。

また、景観に配慮したまちづくりへの意識が高まっており、豊かな自然や景観、歴史・文化資源などとの共存という視点や来訪者から親しまれる市街地景観も考慮する必要があり、将来を見据えた総合的な景観の形成が課題となっています。

3 施策の目的

安全・安心な地域の構築により町民の質の高い生活を維持するとともに、市街地活性化につなげるため、商業や教育、防災等の各分野と整合性をとりながら、計画的な市街地整備を推進します。

また、本町の豊かな自然環境や特色を活かした美しい景観づくりに向け、町民との協働のもと、本町にふさわしい景観の形成を図ります。

第5章 安全に、安心して住み続けられるまち

うるおいのある 快適な居住環境づくり

1 まちづくり景観と市街地活性化

1 現状

少子超高齢社会の進行に伴う人口減少や、車社会の進展によるまちの郊外化に歯止めをかけるため、都市機能を集約したコンパクトなまちづくりが全国的に進められています。整備された市街地は、幅広い世代にとって暮らしやすいだけでなく、にぎわいを創出し、まちの発展につながります。

農村景観や格子状防風林、野付湾の打瀬船など、豊かな自然環境と素晴らしい景観に恵まれた本町では、別海地区における質の高い生活の確保と持続可能な地域社会の実現を目指し、2014年度（平成26年度）に「別海町市街地活性化計画（別海地区）」を、2015年度（平成27年度）には「矢臼別演習場周辺まちづくり構想」を策定しています。これらの中では、老朽化した中央公民館に代わる施設として、交流やボランティアの活動拠点を備えた「生涯学習センター」の整備を位置づけており、2018年度（平成30年度）には施設の実施設計を行っています。

2 課題

「別海町市街地活性化計画」における別海地区については、これまでに策定した計画等に基づき整備を進めながら、計画の見直しも含めて活性化策を検討する必要があります。また、本町は市街地が点在していることから、今後は各地域の整備計画についても検討が必要となっており、自然環境や特色などを生かした美しい景観づくりを進めることが求められています。

3 施策の目的

豊かな自然環境を生かした景観づくりと安全・安心な地域の構築により町民の質の高い生活を維持するとともに、市街地活性化につなげるため、商業や教育、防災等の各分野と整合性をとりながら市街地整備を推進します。

改定後		改定前		備考
4 主要施策		4 主要施策		
①地域の拠点整備、再生整備に向けた構想に基づく地域活性化の推進	地域の拠点整備や再生整備にあたり、周辺区域を含めた構想（ビジョン）を描き、わかりやすい情報共有に努めながら、未利用地の有効活用や必要な機能の整備を行います。	①景観に配慮したまちづくり整備の推進	まちづくりの活性化のため、各地域の市街地整備など、まちづくり整備を進めます。	
②景観に配慮したまちづくり整備の推進	まちづくりの活性化や来訪者に親しまれる地域形成のため、豊かな自然環境との調和や各地域の統一感のある市街地景観整備など、景観に配慮したまちづくり整備等を進めます。			
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
暮らしやすさに満足している町民の割合 (まちづくりアンケートによる)	%	50.9	56.9	60
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (目標)
暮らしやすさに満足している町民の割合 (まちづくりアンケートによる)	%	50.9	55	60
6 主要な事業		6 主要な事業		
市街地活性化の推進	まちづくりに係る各種計画等に基づいた市街地整備と景観形成を行います。	市街地活性化の推進	まちづくりに係る各種計画等に基づいた市街地整備を行います。	
景観形成への取組	景観に配慮したまちづくりを進めるために必要な環境整備に取り組みます。			

改定後	改定前	備考
<div data-bbox="1113 130 1341 239" style="text-align: right;">   </div> <h2 data-bbox="83 256 480 298">2 住宅・宅地の整備</h2> <h3 data-bbox="83 331 237 373">1 現状</h3> <p data-bbox="83 399 1341 514">住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備を行う必要がある一方、少子超高齢社会の急速な進行、人口減少や核家族化など、社会状況が大きく変化する中で、空き家対策も含めた総合的な住宅・宅地施策を展開することが求められています。</p> <p data-bbox="83 525 1341 760">本町では、これまで2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とした「別海町住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の建て替えを主に実施してきましたが、2017年度（平成29年度）北海道の「住生活基本計画」の見直しに合わせ、「別海町住生活基本計画」を新たに策定しています。同時に、この計画に基づいた「別海町公営住宅等長寿命化計画」を見直し、その計画に沿って、既存公営住宅等の長寿命化型・居住性向上型に<u>加え、安全性確保、福祉対応、脱炭素対応等</u>の改善工事を実施しています。</p> <p data-bbox="83 770 1341 961">民間住宅について、耐震改修よりも新築の需要が依然として多い傾向にありますが、1981年（昭和56年）以前に建設された<u>耐震性のない住宅</u>が現存していることから、2017年度（平成29年度）に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、<u>2023年（令和5年）3月に計画を見直しています。</u>2018年度（平成30年度）に既存住宅の耐震化の促進を図るため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の見直しと拡充を<u>行い、これまでに10件の補助を実施</u>しています。</p> <p data-bbox="83 972 1341 1207">空き家対策については、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年（平成26年）法律第127号）が施行されています。これを受けて2017年度（平成29年度）に本町が行った現況調査からは、所有者や相続人不詳による空き家の放置や適切な管理がされていない空き家が散見されています。<u>本町では、2018年度（平成30年度）に「別海町空家等対策計画」を策定し、2023年度（令和5年度）に計画内容の見直しを実施しています。</u></p> <p data-bbox="83 1218 1341 1291">住宅地の提供に関しては、別海川上町及び尾岱沼潮見町に<u>7区画の造成を行い、全てを分譲しています。</u></p>	<h2 data-bbox="1374 256 1771 298">2 住宅・宅地の整備</h2> <h3 data-bbox="1374 331 1528 373">1 現状</h3> <p data-bbox="1374 399 2632 514">住宅は、健康で文化的な生活を営むための基盤であることから、良好な住宅の供給と快適な住環境の整備を行う必要がある一方<u>で</u>、少子超高齢社会の急速な進行、人口減少や核家族化など、社会状況が大きく変化する中で、空き家対策も含めた総合的な住宅・宅地施策を展開することが求められています。</p> <p data-bbox="1374 525 2632 718">本町では、これまで2008年度（平成20年度）から2017年度（平成29年度）を計画期間とした「別海町住宅マスタープラン」に基づき、老朽化した公営住宅の建て替えを主に実施してきましたが、2017年度（平成29年度）北海道の「住生活基本計画」の見直しに合わせ、「別海町住生活基本計画」を新たに策定しています。同時に、この計画に基づいた「別海町公営住宅等長寿命化計画」を見直し、その計画に沿って、既存公営住宅等の長寿命化型・居住性向上型<u>等</u>の改善工事を実施しています。</p> <p data-bbox="1374 770 2632 919">民間住宅について、耐震改修よりも新築の需要が依然として多い傾向にありますが、1981年（昭和56年）以前に建設された<u>低耐震性能住宅</u>が現存していることから、2017年度（平成29年度）に「別海町耐震改修促進計画」を策定し、2018年度（平成30年度）に既存住宅の耐震化の促進を図るため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の見直しと拡充をしています。</p> <p data-bbox="1374 972 2632 1207">空き家対策については、適切な管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観など、町民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性があることから「空家等対策の推進に関する特別措置法」（2014年（平成26年）法律第127号）が施行されています。これを受けて2017年度（平成29年度）に本町が行った現況調査からは、所有者や相続人不詳による空き家の放置や適切な管理がされていない空き家が散見されています。<u>今後も増加が懸念されることから、</u>2018年度（平成30年度）に「別海町空家等対策計画」を策定しています。</p> <p data-bbox="1374 1218 2632 1291">住宅地の提供に関しては、別海川上町及び尾岱沼潮見町<u>の造成を行い、残っていた分譲地と合わせて13区画を公募、7区画を分譲し、これまでの町有宅地分譲売却率は88%となっています。</u></p>	

改定後	改定前	備考								
<p>2 課題</p> <p>公営住宅等については、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の長寿命化や居住性向上のため、ライフサイクルコスト*の縮減と事業費の平準化を図りながら、いかに的確な手法を用いて改善又は維持管理を行うかが課題となっています。</p> <p><u>また、一部の団地について空室率が高いため、空室解消のための施策について検討を行う必要があります。</u></p> <p><u>民間住宅における耐震化の促進については、対象施設が個人の私有財産であることもあり、耐震化が進まない実情となっていますが、耐震改修等補助金の活用を促すとともに、耐震セミナーを定期的に開催するなど、耐震化の促進につながる取組を進める必要があります。</u></p> <p>空き家対策については、所有者自らが空き家に対する適切な管理を行う必要があります。このため、「別海町空家等対策計画」に基づき、空き家に関する理解と管理意識の高揚を目的に、<u>空き家相談会の定期な実施</u>、空き家再生等利活用に関する情報の発信や啓発を<u>今後も継続的に実施するとともに</u>、放置空き家や危険空き家の発生を抑制するため、<u>相続登記の周知徹底や空き家バンク制度の活用、空き家の解体に対する支援を継続し、それに係る補助要件等の見直しや制度の拡充を実施する</u>必要があります。</p> <p>住宅地の提供に関しては、策定した「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の精査、見直しを継続して実施し、各種事業を促進することが重要となっています。また、<u>未利用地については、地域の活性化やまちづくりの観点から将来的に活用の見込みがあるものか、十分に検討した上で、地域住民のニーズも考慮し</u>、新たな住宅地分譲を検討することが必要となっています。</p> <p>3 施策の目的</p> <p>公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進めます。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進めます。</p> <p>4 主要施策</p> <table border="1" data-bbox="142 1507 1341 1940"> <tr> <td data-bbox="142 1507 572 1688">①公営住宅等の計画的な整備充実</td> <td data-bbox="572 1507 1341 1688">「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="142 1688 572 1940">②住みよい住宅の提供</td> <td data-bbox="572 1688 1341 1940">未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、<u>定期的な「耐震セミナー」の実施</u>や耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。</td> </tr> </table>	①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。	②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、 <u>定期的な「耐震セミナー」の実施</u> や耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。	<p>2 課題</p> <p>公営住宅等については、「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、既存公営住宅等の長寿命化や居住性向上のため、ライフサイクルコスト*の縮減と事業費の平準化を図りながら、いかに的確な手法を用いて改善又は維持管理を行うかが課題となっています。</p> <p><u>民間住宅については、大地震による家屋倒壊の危険性と耐震化の重要性について、町民に理解を深めてもらおうとともに、「別海町耐震改修促進計画」に基づく既存住宅の耐震診断や耐震改修を促進させるため、「耐震診断等費用補助金交付制度」の活用を促し、低耐震性能住宅の改修、建て替え、除却により、大地震が発生した場合の家屋の倒壊被害等を未然に防ぐ取組を推進する必要があります。</u></p> <p>空き家対策については、所有者自らが空き家に対する適切な管理を行う必要があります。このため、「別海町空家等対策計画」に基づき、空き家に関する理解と管理意識の高揚を目的に、空き家再生等利活用に関する情報の発信や啓発を<u>行う必要があります。また</u>、放置空き家や危険空き家の発生を抑制するため、<u>解体を含めた支援も検討する</u>必要があります。</p> <p><u>さらに、2017年度（平成29年度）に国が、今後増加の見込まれる高齢者世帯など住宅確保要配慮者の住生活の安定確保と空き家活用等のために、「住宅セーフティネット制度」等を創設したことに伴い、民間事業者と連携した民間賃貸住宅の供給や、民間住宅を活用した住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けた取組を検討することも必要となります。</u></p> <p>住宅地の提供に関しては、策定した「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の精査、見直しを継続して実施し、各種事業を促進することが重要となっています。また、<u>既に分譲中の町有宅地、残り6区画の早期売却を図るとともに、未利用地の中で分譲可能な土地を把握し</u>、新たな住宅地分譲を検討することが必要となっています。</p> <p>3 施策の目的</p> <p>公営住宅等の計画的な改善や維持管理を実施し、長寿命化を進めるとともに、地震による住宅倒壊被害等を未然に防ぐ取組を進めます。また、官民連携による住宅の供給や空き家の適正な管理と再生利活用を促進し、安全・安心で快適な住まいづくりに向けた支援や住みよい住宅地の提供を進めます。</p> <p>4 主要施策</p> <table border="1" data-bbox="1430 1507 2629 1940"> <tr> <td data-bbox="1430 1507 1860 1688">①公営住宅等の計画的な整備充実</td> <td data-bbox="1860 1507 2629 1688">「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。<u>また、「住宅セーフティネット制度」等の活用検討を進め、民間事業者と連携し、住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて取り組みます。</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1430 1688 1860 1940">②住みよい住宅の提供</td> <td data-bbox="1860 1688 2629 1940">未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。</td> </tr> </table>	①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。 <u>また、「住宅セーフティネット制度」等の活用検討を進め、民間事業者と連携し、住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて取り組みます。</u>	②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。	
①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。									
②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、 <u>定期的な「耐震セミナー」の実施</u> や耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。									
①公営住宅等の計画的な整備充実	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に改善や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。 <u>また、「住宅セーフティネット制度」等の活用検討を進め、民間事業者と連携し、住宅確保要配慮者の住生活の安定確保に向けて取り組みます。</u>									
②住みよい住宅の提供	未利用地の中に住宅地として分譲可能な土地がないか検討します。また、「耐震改修促進計画」に基づいて、耐震診断及び耐震改修を促進します。さらに、空き家等の発生抑制のため、所有者への情報発信・意識啓発や利活用・解体補助等の支援に向けた施策を進めます。また、関係部署が連携し、移住定住施策や危険空き家等への対応に向けて取り組みます。									

改定後

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)
町有宅地分譲数（期間累計）	区画	7	<u>0</u>	20
公営住宅等の長寿命化改修棟数 (期間累計)	棟	<u>4</u>	<u>13</u>	<u>23</u>

6 主要な事業

公営住宅等整備事業	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化型・居住性向上型等の改善工事や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
<u>空き家等対策事業</u>	<u>不良住宅等に対する除却費補助制度を継続するとともに、制度の拡充を検討し、所有者等による除却を促します。</u>
既存住宅耐震改修補助事業	町民の安全・安心を確保し、災害発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化率を向上します。
町有地の分譲	未利用地の再利用検討を行い、可能なものを住宅地として分譲します。

改定前

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 <u>(中間目標)</u>	2028年度 (目標)
町有宅地分譲数（期間累計）	区画	7	5	20
<u>個人住宅の耐震化率</u>	<u>%</u>	<u>62</u>	<u>95*</u>	<u>100</u>
公営住宅等の長寿命化改修棟数 (期間累計)	棟	<u>3</u>	<u>19</u>	<u>27</u>

※「別海町耐震改修促進計画」（2018～2022年度）における目標

6 主要な事業

公営住宅等整備事業	「別海町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に長寿命化型・居住性向上型等の改善工事や維持管理を実施することで、既存の公営住宅等の質の向上と住宅の長寿命化を進めます。
既存住宅耐震改修補助事業	町民の安全・安心を確保し、災害発生時の住宅の倒壊などによる被害を軽減するため、耐震改修費用等の一部を補助し、既存住宅の耐震化率を向上します。
町有地の分譲	未利用地の再利用検討を行い、可能なものを住宅地として分譲します。

備考

改定後	改定前	備考
<div data-bbox="1113 132 1341 239" style="text-align: right;">   </div> <h3 data-bbox="83 258 522 300">3 道路・交通網の整備</h3> <h4 data-bbox="83 331 240 373">1 現状</h4> <p data-bbox="83 401 1344 516">本町の道路網は、基幹産業である酪農や漁業等の生産性向上や、町民の<u>安全で快適な居住環境に寄与するため</u>重要な基盤となっています。また、町民の高齢化が進行する中で公共の交通は日常に欠かせない生活の足となっています。</p> <p data-bbox="83 525 1344 598">主要な路線である国道 243 号、272 号及び主要道道根室中標津線については、その重要性から地域高規格道路の指定を受け拡幅等の工事を<u>実施しています。</u></p> <p data-bbox="83 606 1344 680"><u>本町も国と北海道に対し整備要請を行っていますが、計画が進まず未施工の区間が多い</u>状況となっています。</p> <p data-bbox="83 688 1344 720">町道の整備については、市街地道路の舗装化が進み、未舗装道路は残り少なくなっている状況です。</p> <p data-bbox="83 728 1344 844">一方、郊外地道路については、現在約 <u>360km</u> が未舗装となっており、依然として各地域からの舗装化要望も<u>多い</u>ことから、現状で<u>各種補助事業を活用し</u>事業化が可能と見込める路線を順次実施する計画としています。</p> <p data-bbox="83 852 1344 926"><u>また、老朽化した道路施設の補修や自然災害による対応など、交通の安全を確保するため適正な管理が必要とされています。</u></p> <p data-bbox="83 934 1344 1050"><u>しかし、一部の道路施設では、経年劣化が著しく、補修費用が増加していることから、抜本的な改修工事が必要となっています。また、冬期間の通行確保のために必要な除雪車両についても、老朽化による修理費が年々増加傾向にあります。</u></p> <p data-bbox="83 1138 1344 1253">地域生活バスは、町民の日常生活に不可欠な交通手段として、町内 4 路線を運行しており、民間バス路線との接続等利便性の向上を図るとともに、<u>高齢者等利用者</u>に優しいノンステップバスの<u>導入</u>を<u>しています。</u></p>	<h3 data-bbox="1374 258 1813 300">3 道路・交通網の整備</h3> <h4 data-bbox="1374 331 1531 373">1 現状</h4> <p data-bbox="1374 401 2635 516">本町の道路網は、基幹産業である酪農や漁業等の生産性向上や、町民の<u>福祉増進のため</u>重要な基盤となっています。また、町民の高齢化が進行する中で公共の交通は日常に欠かせない生活の足となっています。</p> <p data-bbox="1374 525 2635 640">主要な路線である国道 243 号、272 号及び主要道道根室中標津線については、その重要性から地域高規格道路の指定を受け拡幅等の工事を<u>行っていますが</u>、未施工の区間も<u>多く計画が進まない</u>状況となっています。</p> <p data-bbox="1374 648 2635 848">町道の整備については、<u>近年</u>市街地道路の舗装化が進み、未舗装道路は残り少なくなっている状況です。<u>今後は延長の短い路線が多いことから、数年のうちに完了する見込みとなっています。</u>一方、郊外地道路については、現在約 <u>240 路線</u> が未舗装となっており、依然として各地域からの舗装化要望が<u>多い</u>ことから、現状で事業化が可能と見込める <u>約 70 路線</u> を順次実施する計画としています<u>が、全てを完了するためには半世紀以上の歳月を要する見込みです。</u></p> <p data-bbox="1374 856 2635 930"><u>また、維持管理路線は、施設の老朽化による損傷や異常気象による破損が多発しており、交通の安全を確保するため適正な管理が必要とされています。</u></p> <p data-bbox="1374 938 2635 1012"><u>しかし、一部の橋梁や舗装道路については、経年劣化が著しく、多額の維持管理費を費やしていることから、抜本的な補修が必要と考えられています。</u></p> <p data-bbox="1374 1020 2635 1136"><u>今後も老朽化した施設は確実に増加する傾向にあることから、費用の平準化を考慮した計画的な補修を行うことが重要となっています。また、近年頻発している気象災害に対応した対策も必要となっており、特に冬期間の安全確保のため防雪対策を計画しています。</u></p> <p data-bbox="1374 1144 2635 1260">地域生活バスは、町民の日常生活に不可欠な交通手段として、町内 4 路線を運行しており、民間バス路線との接続等利便性の向上を図るとともに、<u>人や環境</u>に優しいノンステップバスの<u>導入を進めています。</u></p>	

改定後	改定前	備考																
<p>2 課題</p> <p>地域高規格道路の整備は、他市町との交流や産業の発展に非常に重要な役割を担っており、未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等も含め引き続き国と北海道へ要請することが重要となっています。</p> <p>町道等の整備については、住宅の張り付き状況等を考慮し、<u>各種補助事業の活用により</u>未舗装路線の削減に向けて引き続き改良舗装工事を進める必要があります。これに併せて今後増加が見込まれる老朽化した道路施設の対策として、橋梁の延命化を主体とした修繕や舗装道路の改修等を効率的に継続して進める必要があります。</p> <p><u>また、夏季の大雨や冬季の暴風雪などの近年頻発する異常気象には臨機な対応が求められ、特に冬期間の通行を確保する上では、継続した除雪体制を維持するとともに、老朽化した除雪車両や防雪対策施設の計画的な更新が必要となっています。</u></p> <p><u>今後も老朽化した道路施設や車両は確実に増加する傾向にあることから、費用の平準化を考慮した計画的な補修及び更新工事を継続し、施設の延命化を図っていくことが重要となっています。</u></p> <p>さらに、公共交通空白地区に居住する交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっています。</p> <p>3 施策の目的</p> <p>広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、<u>人口減少を見据えた町民の身近な公共交通機関を充実させることで町民の生活を支えます。</u></p> <p>4 主要施策</p> <table border="1" data-bbox="142 1213 1341 1575"> <tr> <td>①国道・道道の整備</td> <td>地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。</td> </tr> <tr> <td>②町道の整備</td> <td>市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>③安全で安心な道づくりの推進</td> <td>舗装道路や橋梁、<u>防雪対策施設</u>など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。</td> </tr> <tr> <td>④公共交通機関の充実</td> <td>地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、<u>交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に努めます。</u></td> </tr> </table>	①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。	②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。	③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁、 <u>防雪対策施設</u> など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。	④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、 <u>交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に努めます。</u>	<p>2 課題</p> <p>地域高規格道路の整備は、他市町との交流や産業の発展に非常に重要な役割を担っており、未施工区間の早期着手や、その他国道、道道の維持補修等も含め引き続き国と北海道へ要請することが重要となっています。</p> <p>町道等の整備については、住宅の張り付き状況等を考慮し、未舗装路線の削減に向けて引き続き改良舗装工事を進める必要があります。これに併せて今後増加が見込まれる老朽化した道路施設の対策として、橋梁の延命化を主体とした修繕や舗装道路の改修等を効率的に継続して進める必要があります。</p> <p><u>また、近年多発する異常気象による夏季の大雨や冬季の暴風雪などに臨機な対応が求められています。特に冬期間の通行を確保する上で、継続した除雪体制の維持や防雪対策施設の設置なども必要となっています。</u></p> <p>さらに、公共交通空白地区に居住する<u>運転免許証を保持しない</u>交通弱者の移動手段を充実させることが重要となっています。</p> <p>3 施策の目的</p> <p>広域的アクセスの向上と各地域間の連携強化に向け、安全性の確保・利便性の向上を目指した道路網の整備と補修等による維持管理を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関を<u>充実させます。</u></p> <p>4 主要施策</p> <table border="1" data-bbox="1430 1213 2629 1608"> <tr> <td>①国道・道道の整備</td> <td>地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。</td> </tr> <tr> <td>②町道の整備</td> <td>市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。</td> </tr> <tr> <td>③安全で安心な道づくりの推進</td> <td>舗装道路や橋梁など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。</td> </tr> <tr> <td>④公共交通機関の充実</td> <td>地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、<u>公共交通空白地区における交通弱者の移動手段を充実させます。</u></td> </tr> </table>	①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。	②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。	③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。	④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、 <u>公共交通空白地区における交通弱者の移動手段を充実させます。</u>	
①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。																	
②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。																	
③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁、 <u>防雪対策施設</u> など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。																	
④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、 <u>交通弱者の移動手段を確保するため、地域公共交通の維持に努めます。</u>																	
①国道・道道の整備	地域高規格道路の未施工区間の早期着手を目指し、関係機関へ積極的に要請を行います。																	
②町道の整備	市街地、郊外地を含め住宅等張り付き状況に応じ改良舗装工事を計画的に実施します。																	
③安全で安心な道づくりの推進	舗装道路や橋梁など、老朽化施設の補修を計画的に実施し、安全・安心な道づくりを進めます。																	
④公共交通機関の充実	地域生活バスは、民間バス路線との接続等により利便性を向上させるとともに、更新時には、人や環境に優しいノンステップバスを導入します。また、 <u>公共交通空白地区における交通弱者の移動手段を充実させます。</u>																	

改定後

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)
補修する橋梁数(期間累計)	箇所	18	<u>23</u>	55
町道等の舗装化延長(期間累計)	km	74	<u>20.2</u>	40
舗装道路を補修する延長(期間累計)	km	1.2	<u>6.6</u>	14.0
ノンステップバスの導入割合	%	50	100	100

6 主要な事業

道路整備事業	未改良道路等の舗装化及び既存施設の補修を計画的に進めます。
町道等維持補修事業	道路、橋梁等の補修を行い、健全な状態を維持し通行の安全を確保します。
公共交通環境の充実	人や環境に優しいノンステップバスの導入など地域公共交通の維持に努めます。

改定前

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 <u>(中間目標)</u>	2028年度 (目標)
補修する橋梁数(期間累計)	箇所	18	<u>31</u>	55
町道等の舗装化延長(期間累計)	km	74	<u>20</u>	40
舗装道路を補修する延長(期間累計)	km	1.2	<u>7.0</u>	14.0
ノンステップバスの導入割合	%	50	100	100

6 主要な事業

道路整備事業	未改良道路等の舗装化及び既存施設の補修を計画的に進めます。
町道等維持補修事業	道路、橋梁等の補修を行い、健全な状態を維持し通行の安全を確保します。
公共交通環境の充実	人や環境に優しいノンステップバスの導入など地域公共交通機関を充実します。

備考

改定後	改定前	備考
<div data-bbox="875 130 1344 239" style="text-align: center;">  </div> <h2 data-bbox="83 258 362 300">4 水道の整備</h2> <h3 data-bbox="83 331 240 373">1 現状</h3> <p data-bbox="83 401 1344 474">水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安全・安心な水を安定的に供給する役割を担っています。</p> <p data-bbox="83 483 1344 556"><u>全国的な社会問題として、人口の減少と担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられます。</u></p> <p data-bbox="83 564 1344 680">本町では、<u>これらの社会問題に対応するため、水道事業の健全運営に向けて施策の進捗状況を踏まえ「別海町水道事業ビジョン※」を改定し、資産管理（アセットマネジメント※）及び水需要の検討を行っています。</u></p> <p data-bbox="83 688 1344 804">水道施設の老朽化や地震対策として、<u>長寿命化事業による配水池の防水塗装や国営事業による配水管路の改修を進めており、その他の水道施設についても耐震化・更新計画を基本とし、改築・更新に向けて関係機関と協議しています。</u></p> <p data-bbox="83 812 1344 928">水道水の水質は、水質検査計画に基づいて実施し、検査結果は町のホームページで公表しています。<u>また、水質変化に対応できるよう将来的な別海浄水場の改築・更新に合わせ機能強化を検討しています。</u></p> <h3 data-bbox="83 1003 240 1045">2 課題</h3> <p data-bbox="83 1073 1344 1146">現在、<u>各事業において配水管路や配水池の改修を実施中ですが、その他の施設についても改築・更新による機能強化や耐震化に向け、関係機関と継続的な協議を進めることが重要となっています。</u></p> <p data-bbox="83 1155 1344 1270">本町の水道事業経営は安定しているといえますが、<u>今後も水道施設の老朽化による改築・更新及び災害リスクへの対応として耐震化が必要となることから事業費は増加し、また、人口減少による収益の減少など、財源確保が大きな課題となるため、別海町水道事業経営戦略を見直していく必要があります。</u></p> <h3 data-bbox="83 1346 341 1388">3 施策の目的</h3> <p data-bbox="83 1415 1344 1488">将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を進めます。</p>	<h2 data-bbox="1368 258 1647 300">4 水道の整備</h2> <h3 data-bbox="1368 331 1525 373">1 現状</h3> <p data-bbox="1368 401 2629 474">水道は、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図り、健康で快適な生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤であり、安全・安心な水を安定的に供給する役割を担っています。</p> <p data-bbox="1368 483 2629 514"><u>全国的な社会問題として、人口の減少、社会基盤の老朽化、大規模な災害などが問題となっています。</u></p> <p data-bbox="1368 564 2629 680">本町では、<u>これらの社会問題による水道事業を取り巻く環境変化に対応するため、水道事業の健全運営に向けて、「別海町水道事業ビジョン※」を策定し、アセットマネジメント※及び水需要の検討を行っています。</u></p> <p data-bbox="1368 688 2629 762">水道施設の老朽化や地震対策として、<u>国営事業による配水管路の改修を進めていますが、その他の水道施設の改築・更新についても耐震化・更新計画を作成し検討しています。</u></p> <p data-bbox="1368 770 2629 886">水道水の水質は、水質検査計画に基づいて実施し、検査結果は町のホームページで公表しています。<u>また、将来の水源水質の変化に対応できるよう、別海浄水場の改築・更新に合わせた高度浄水処理施設の機能増設を検討しています。</u></p> <h3 data-bbox="1368 1003 1525 1045">2 課題</h3> <p data-bbox="1368 1073 2629 1146">現在、<u>国営事業において配水管路の改修等を実施中であり、今後も水道施設の改築・更新に向けて関係機関と協議を進めることが重要となっています。</u></p> <p data-bbox="1368 1155 2629 1228">本町の水道事業経営は安定しているといえますが、<u>今後、浄水場などの水道施設の改築・更新及び耐震化に係る事業費の増加が懸念されます。</u></p> <h3 data-bbox="1368 1346 1626 1388">3 施策の目的</h3> <p data-bbox="1368 1415 2629 1488">将来にわたり安全・安心な水を安定的に供給できるよう、計画的かつ効率的で災害に強い施設整備を行うとともに、水道事業の健全運営を進めます。</p>	

改定後		改定前		備考
4 主要施策		4 主要施策		
①計画的な水道施設の整備	水道施設の改築・更新に向けて関係機関との協議を進めるとともに、計画的かつ効率的な整備と長寿命化に取り組みます。	①計画的な水道施設の整備	水道施設の改築・更新に向けて関係機関との協議を進めるとともに、計画的かつ効率的な整備と長寿命化に取り組みます。	
②水道事業の健全運営	<u>資産管理（アセットマネジメント）</u> や水需要の検討を引き続き行うとともに、状況の変化に応じ、「別海町水道事業ビジョン」 <u>及び「別海町水道事業経営戦略」</u> の見直しを行います。	②水道事業の健全運営	<u>アセットマネジメント</u> や水需要の検討を引き続き行うとともに、状況の変化に応じ、「別海町水道事業ビジョン」の見直しを行います。	
③水道水の水質管理	水質検査の結果を町のホームページで公表するとともに、 <u>将来的な</u> 別海浄水場の改築・更新に合わせた、 <u>機能強化</u> を検討します。	③水道水の水質管理	水質検査の結果を町のホームページで公表するとともに、別海浄水場の改築・更新に合わせた、 <u>高度浄水処理施設の機能増設</u> を検討します。	
④災害対策の強化	「危機管理マニュアル」の適時更新を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。	④災害対策の強化	「危機管理マニュアル」の適時更新を行うとともに、災害に強い水道施設の整備を進めます。	
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）
管路の耐震適合率	%	14.0	<u>14.3</u>	16.0
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）
管路の耐震適合率	%	14.0	<u>15.0</u>	16.0
6 主要な事業		6 主要な事業		
水道施設改修事業	安定した水道水の供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。	水道施設改修事業	安定した水道水の供給のため、計画的に補修・改修を行い、水道施設の計画的な整備と長寿命化を進めます。	
水道配水管整備事業	配水管の不足や水量不足を解消するため、効率的な整備を行うとともに、耐震化に取り組みます。	水道配水管整備事業	配水管の不足や水量不足を解消するため、効率的な整備を行うとともに、耐震化に取り組みます。	



5 下水道の整備

1 現状

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものです。

全国的な社会問題として、人口減・担い手不足、物価高騰、災害リスクの増大や老朽化インフラの増加などがあげられ、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。

公共下水道事業は、終末処理場等の機器改築・更新事業や污水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の新規設置費用の助成を行っています。

下水道等事業は、2022年度（令和4年度）から地方公営企業法の一部適用により公営企業会計へ移行し、財政計画については、2024年（令和6年）3月に見直した「別海町下水道等事業経営戦略」により経営分析等を行い、今後の下水道等事業の健全運営に向けた方向性を定めています。

本町の生活排水処理施設整備の基本方針

集合処理地域	
公共下水道事業（特定環境保全公共下水道）	別海・西春別駅前・走古丹処理区
農業集落排水事業	西春別・上春別・中春別地区
漁業集落排水事業	尾岱沼・本別海地区
集合処理地域外	合併処理浄化槽による排水処理地域

2 課題

今後は、各事業で策定している計画を基に施設の改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法の見直しを行いながら各事業を進める必要があります。また、大雨時の浸水対策として、雨水管整備を進めることが求められています。

経営戦略を見直したことにより財政目標が明確になったことから、目標達成に向け経営改善に取り組む必要があります。

3 施策の目的

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進します。また、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、将来的な下水道等事業の健全運営を推進します。

5 下水道の整備

1 現状

下水道は、家庭からの生活排水や事業所からの排水等による河川などの公共用水域の水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境を確保するために必要なものであり、人口減少や地域の特性を考慮した効率的で適正な整備や、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策が求められています。

本町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業により生活排水処理を進めており、公共下水道については、特定環境保全公共下水道が別海・西春別駅前・走古丹の3処理区、漁業集落排水事業が尾岱沼・本別海の2地区、農業集落排水事業が西春別・上春別・中春別の3地区を整備しています。また、これらの集合処理に適さない地域については、合併処理浄化槽の設置を促進しています。

公共下水道事業は、現状に合わせて計画区域の見直しを行うとともに、終末処理場等の機器改築・更新事業や污水管渠整備を実施し、農業・漁業集落排水事業は、排水処理施設等の機器改築・更新事業を実施しています。また、合併処理浄化槽の設置に対しては、整備費の一部を助成しています。

下水道事業に関しては、2017年（平成29年）3月に「別海町下水道事業経営戦略」を策定し、経営分析等を行い、今後の下水道事業の健全運営に向けた方向性を定めています。

2 課題

今後は、全町水洗化の早期実現のため、整備区域や整備手法を見直す必要があります。

公共下水道事業は「ストックマネジメント*計画」、農業集落排水事業は「最適整備構想*」、漁業集落排水事業は「機能保全計画*」を策定し、計画的な改築・更新を行うとともに、既に供用を開始している地域においては、水洗化がされていない住宅等への接続の促進を図る必要があります。また、近年増加する大型の台風などによる大雨時の浸水対策についても、検討することが求められています。

下水道事業は、公営企業会計の適用について、努力義務が課せられているため、今後も継続して公営企業への移行を検討し、より一層の健全経営を進めることが重要となっています。

3 施策の目的

地域特性に応じた効率的で適正な施設整備を推進し、公共用水域の水質保全と、衛生的で快適な生活環境の確保に向けた事業を進めるとともに、下水道事業の健全運営を推進します。

改定後		改定前		備考
4 主要施策		4 主要施策		
①公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、 大雨時対策として、浸水対策及び雨水管整備を実施 します。	①公共下水道事業の推進	計画区域の見直しを行い、整備手法を検討します。また、計画的な処理場の機器などの改築・更新を行うとともに、 浸水対策を検討 します。	
②農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。	②農業・漁業集落排水事業の推進	計画的な処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を行います。	
③合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。	③合併処理浄化槽の設置促進	合併処理浄化槽設置補助金の交付対象者へ、広報紙やホームページ等により啓発し、設置を促します。	
④下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。	④下水道事業の健全運営	「別海町下水道事業経営戦略」で定めた今後の方向性に沿って健全な運営を行うとともに、公営企業会計の適用について、移行の検討を継続して行います。	
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）
汚水処理人口普及率	%	<u>83.1</u>	88	92
合併処理浄化槽設置数(期間累計)	基	249	<u>75</u>	<u>150</u>
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）
汚水処理人口普及率	%	<u>84.3</u>	88	92
合併処理浄化槽設置数(期間累計)	基	249	<u>150</u>	<u>300</u>
6 主要な事業		6 主要な事業		
特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、 浸水対策及び雨水管整備を実施 します。	特定環境保全公共下水道事業	耐用年数を迎えた処理場の機器などの改築・更新を計画的に行うとともに、 浸水対策の検討を進めます 。	
農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。	農業・漁業集落排水事業	耐用年数を迎えた処理施設の機器などの改築・更新や機能強化を計画的に行います。	
合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の 新規設置者に係る補助金 を交付します。	合併処理浄化槽設置整備事業	各家庭から排出される生活雑排水や、し尿を処理する合併処理浄化槽の 設置者に補助金 を交付します。	

改定後	改定前	備考
	<p>6 地域情報化の推進</p> <p>1 現状</p> <p><u>わが国は、パソコンやスマートフォンによる情報システムの利用が生活や企業活動に広く浸透している情報化社会であるといえます。今日、情報システムは私たちの暮らしのさまざまな場面で活用されており、行政サービスの効率化や質の向上にもつながっています。</u></p> <p><u>その一方で、インターネットを通じてコンピュータやネットワークに不正に侵入し、個人データの取得や改ざん等を行うサイバー攻撃による脅威が増していることから、情報セキュリティの強化が求められています。</u></p> <p><u>本町では、こうした情報化社会に対応するため高速無線通信によるブロードバンド環境を整備しています。また、インターネット等を介して時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方を推進するテレワーク拠点施設を展開しています。</u></p> <p><u>さらに、地域ポータルサイトや町ホームページのリニューアルを行い、インターネットを通じた積極的な情報発信を行うほか、行政サービスの一部に電子申請システムを活用するなど、住民サービスの向上や行政の効率化を目指す取組も進めています。</u></p> <p><u>このように、情報システムの有効活用を図る一方で、サイバー攻撃による脅威も想定されることから、職員に対する研修の実施など、庁内の情報セキュリティ対策を推進しています。</u></p> <p>2 課題</p> <p><u>今後も情報化は進展し、人や地域をつなぎ、産業発展のため、情報システムはより一層重要な役割を果たすことが予想されます。こうした中で、現在の高速無線通信環境では、通信速度に不便を感じている町民もいることから、通信速度の改善に向け、通信環境等の整備や公共施設への公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備拡充が求められています。</u></p> <p><u>また、住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、電子申請システムの活用方法について周知を図るほか、マイナンバーカードを活用した住民票のコンビニ交付システムの導入、ホームページやSNSの効果的な活用や、新たなサービス創造による経済の活性化が期待されるオープンデータ*についても検討する必要があります。</u></p> <p><u>今後も、町民の情報を保護するためにも情勢を注視しながら、更なるセキュリティ対策の実施について検討する必要があります。</u></p> <p>3 施策の目的</p> <p><u>情報基盤の更なる拡充や情報システムの利活用を通して、町民生活の向上と地域活性化を進めるとともに、町民の情報を保護するためのセキュリティ対策を推進します。</u></p>	<p>○地域情報化の推進は、「行政サービスのデジタル化」に名称変更し、第6章第6節に移動</p>

4 主要施策

①町全体の情報化の推進	通信速度の改善に向け、通信環境等の整備を進めます。
②電子自治体の構築	リニューアルした町ホームページの更なる充実や活用を進めます。また、住民サービスの向上や行政の効率化に向けて、電子申請システムの構築を推進します。
③情報化に対応した人材の育成	情報化に対応した人材の育成に向けて、職員を対象に情報セキュリティに関する研修を実施します。また、サイバー防御など専門分野への研修参加を促進します。
④情報セキュリティ対策の強化	サイバー攻撃等による脅威に対抗するため、国の方針を基にした情報セキュリティ対策を強化します。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 （中間目標）	2028年度 （目標）
高速無線通信事業加入件数（期間累計）	件	133	25	50
町ホームページへのアクセス数	件	179,107	190,000	200,000
町SNSフォロワー件数（期間累計）	件	0	1,000	2,000
公衆無線LAN整備箇所数（期間累計）	箇所	3	3	7

6 主要な事業

地域情報通信環境整備事業	本町全域に整備している、高速無線通信環境等の通信速度を改善し、安定で快適なインターネット利用環境の整備を進めます。
--------------	---



6 消防・救急体制の充実

1 現状

近年、大規模火災をはじめ、地震や豪雨などの自然災害が日本各地で頻発する中、本町においても、町民の生命や財産を守る消防力の向上が重要となっており、迅速で的確な活動を行える消防・救急体制の構築が求められています。また、北海道から公表された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」では、建物倒壊や津波による浸水被害が想定されています。

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しており、老朽化した各消防施設の整備や、消防車両の更新によって消防・救急体制の強化を図っています。

また、地震や大雨、高潮など災害に対応する訓練や研修を実施することで、消防力の強化に努めているほか、沿岸地区については、自然災害の発生等による消防体制の強化を図るため、東部地区消防体制強化推進計画を策定し、尾岱沼地区の常勤職員の増員と救急隊の運用を開始しました。

さらに、非常備消防として消防団が組織されており、消防団員の入団促進や各分団における計画的な訓練の実施により、団員においても資質向上による消防力の強化を図るなど、消防署及び消防団が相互に連携を図りながら、防火・防災に努めています。

また、火災予防や初期消火、救急救命に関する知識を町民に普及することで、自助としての消防・救急体制の充実にも努めています。

2 課題

消防車両や消防水利等各施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があります。

また、消防団員の減少及び高年齢化が進んでおり、更なる団員確保や後継者への技術の伝承が急務となっています。

町民の安全や生命を守るため、各種応急処置に関する情報の周知や講習会等を積極的に開催し、救命率の向上を図る必要があります。また、近年増加している外国人労働者に対しては、自国と日本の防火・救命方法等の違いにより混乱が生じないように、理解を求める必要があります。

3 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化します。

7 消防・救急体制の充実

1 現状

近年、大規模火災をはじめ、豪雨や地震などの自然災害が頻発する中、町民の生命や財産を守る消防力の向上が重要となっており、迅速で的確な活動を行える消防・救急体制の構築が求められています。

本町においては、常備消防として根室北部消防事務組合が消防署を設置しており、消防救急無線のデジタル化や老朽化した消防施設を整備しながら、消防車・救急車の更新によって消防・救急体制の強化を図っています。

また、地震や大雨、高潮など災害に対応する訓練や研修を実施することで、消防力の強化に努めているほか、沿岸地区については、自然災害の発生等による消防体制の強化を図るため、尾岱沼地区消防体制強化推進計画を策定しています。

さらに、非常備消防として消防団が組織されており、消防団員の入団促進や各分団における計画的な訓練の実施により、団員においても資質向上による消防力の強化を図るなど、消防署及び消防団が相互に連携を図りながら、防火・防災に努めています。

また、火災予防や初期消火、救急救命に関する知識を町民に普及することで、自助としての消防・救急体制の充実にも努めています。

2 課題

消防車、救急車や消防水利等各施設設備の老朽化が進んでいることから、計画的に整備を進める必要があることや、沿岸地区については、尾岱沼地区消防体制強化推進計画に基づく職員配置など、消防・救急体制の充実強化を図る必要があります。

また、消防団員の高年齢化が進んでおり、更なる団員確保や後継者への技術の伝承が急務となっています。

町民の安全や生命を守るため、各種応急処置に関する情報の周知や講習会等を積極的に開催し、救命率の向上を図る必要があります。また、近年増加している外国人労働者に対しては、自国と日本の防火・救命方法等の違いにより混乱が生じないように、理解を求める必要があります。

3 施策の目的

常備消防・救急体制の充実や消防団の活性化を進めるほか、火災予防や救急救命に関する知識を町民に普及・啓発することで、総合的な地域消防力を強化します。

改定後		改定前		備考
4 主要施策		4 主要施策		
①常備消防・救急体制の充実 総合戦略	老朽化した消防施設設備の補修を行うとともに、 <u>消防車両</u> の計画的な導入や更新、多種多様化する災害に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。	①常備消防・救急体制の充実	老朽化した消防施設設備の補修を行うとともに、 <u>消防車・救急車</u> の計画的な導入や更新、多種多様化する災害に対応する訓練及び研修により、消防力を強化します。	
②消防団の活性化 総合戦略	消防団の活性化に向けて、消防団員の入団促進の強化を図るほか、各分団において計画的な訓練を実施し、団員の資質向上に取り組みます。	②消防団の活性化	消防団の活性化に向けて、消防団員の入団促進の強化を図るほか、各分団において計画的な訓練を実施し、団員の資質向上に取り組みます。	
③火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	町民や <u>外国人労働者を含む事業所等</u> を対象とした防火講習・救命講習等を積極的に実施し、火災予防・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。	③火災予防・初期消火・救急救命に関する知識の普及	町民や <u>各団体</u> を対象とした防火講習・救命講習等を積極的に実施し、火災予防・救命率向上に関する知識を普及・啓発します。	
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
救急救命講習会受講者数（期間累計）	人	8,042	<u>2,225</u>	<u>6,000</u>
防火講習会受講者数（期間累計）	人	2,021	<u>337</u>	<u>1,300</u>
消防団訓練実施者数（期間累計）	人	18,070	<u>9,268</u>	<u>23,500</u>
6 主要な事業		6 主要な事業		
消防施設設備の計画的改修	老朽化する通信指令装置等（119 受付装置） <u>や消防水利及び車庫等</u> を改修します。	消防施設設備の計画的改修	老朽化する通信指令装置等（119 受付装置）を改修します。	
消防車・救急車の計画的導入と更新	消防・救急車両の計画的な導入や更新により、消防・救急体制を充実・強化します。	消防車・救急車の計画的導入と更新	消防・救急車両の計画的な導入や更新により、消防・救急体制を充実・強化します。	
<u>消防団員の育成及び装備品の強化</u>	<u>火災をはじめ、地震や豪雨等にかかる災害対応の知識及び技術向上を図るため、消防学校の入校や各種研修、訓練等を実施します。また、多様化する災害に対応するため、装備品（防火衣等）を更新します。</u>			



7 防災対策の推進

1 現状

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中、自助、共助及び公助の連携により、災害対策がうまく機能することが強く認識され始めていることから、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的に重要視されています。2022年度（令和4年度）に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく津波避難対策特別強化地域に指定され、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定」が北海道から公表されました。

本町では、町のホームページや広報紙を活用した避難場所等の周知、「ハザードマップ」の配布、防災講話の実施など、町民に対して防災に関する情報の積極的な周知を行っているほか、各町内会に自主防災組織育成事業について周知し、自主防災組織や関係機関と連携した防災訓練を実施することで、自主防災組織強化に努めています。

災害時に備えた取組としては、各地区の防災センターや地域会館へ食糧や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、関係機関や民間企業との災害協定の締結等により、円滑な避難支援の体制づくりを推進しています。

また、地震に伴い発生が危惧される津波への対策として、走古丹、本別海、床丹及び野付半島に津波の避難施設を建設したほか、計画的に海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題

2022年度（令和4年度）に北海道が公表した千島海溝・日本海溝沿いの巨大地震の被害想定では、早期避難と津波避難施設の整備により死者数が約8割減少となることから、早期避難率の向上を図るために、自主防災組織や消防、警察及び自衛隊等関係機関と連携した防災訓練を継続して実施していくとともに、津波避難施設については、地域住民が安心して避難できるように、避難所機能を維持するための維持補修を図っていく必要があります。

また、厳冬期の防災訓練の実施や備蓄資機材の見直しなど厳冬期における災害対策を検討していく必要があります。

さらに、海岸地区における津波及び高潮被害の減災対策についても、引き続き関係者との調整を図りながら、海岸保全施設等を整備する必要があります。

3 施策の目的

町民の災害に対する自助・共助の意識を育みながら、公助である関係機関が連携し、激甚化・頻発化する災害や危機による被害を最小限に抑え、災害関連死を出さないまちづくりを推進します。

8 防災対策の推進

1 現状

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中、自助、共助及び公助の連携により、災害対策がうまく機能することが強く認識され始めていることから、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的に重要視されています。

本町では、町のホームページや広報紙を活用した避難場所等の周知、「ハザードマップ」の配布など、町民に対して防災に関する情報の積極的な周知を行っているほか、各町内会に自主防災組織育成事業について周知し、自主防災組織結成の促進にも努めています。

災害時に備えた取組としては、各地区の防災センターや地域会館へ食糧や生活必需品を計画的に備蓄するとともに、関係機関や民間企業との災害時協力体制の確立等により、円滑な避難支援の体制づくりを推進しています。

また、地震に伴い発生が危惧される津波への対策として、走古丹、本別海、床丹及び野付半島に津波の避難施設を建設したほか、計画的に海岸保全施設の整備を行っています。

2 課題

今後も、いつ起きてもおかしくない大災害に備えて、備蓄食糧数等の見直しや整備をする必要があります。また、地域における防災力の強化に向けて自主防災組織の結成を促進するために、別海町自主防災組織育成補助金事業の周知や、未結成地域への働きかけ等を積極的に行う必要があります。

さらに、津波や高潮への対策も大変重要であることから、今後改正を予定している津波浸水想定を基にして海岸地区における避難施設の改修を検討するほか、引き続き関係者との調整を図りながら、海岸保全施設等を整備する必要があります。

3 施策の目的

町民の防災に対する自助・共助の意識を育みながら、公助が連携し、あらゆる災害や危機に対処できる安全・安心なまちづくりを推進します。

改定後		改定前		備考
4 主要施策		4 主要施策		
①総合的な防災体制の確立 総合戦略	「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実を行います。また、関係機関及び民間企業との連携の構築・維持に努め、災害時の協力体制を充実します。	①総合的な防災体制の確立	「別海町地域防災計画」に基づき、避難場所等の周知、防災施設の整備充実、公共施設の耐震化、緊急時の情報通信体制の充実を行います。また、関係機関や民間企業との連携を強化し、災害時の協力体制を充実します。	
②地域での防災力の強化 総合戦略	「ハザードマップ」や「防災マップ」の情報更新及び積極的な配布によって、啓発・情報提供の充実に取り組みます。また、自主防災組織育成事業について周知することで組織の結成を促進するとともに、住民、関係機関参加型の防災訓練や防災講話を実施し、地域ぐるみの防災体制を確立します。	②地域での防災力の強化	「ハザードマップ」や「防災マップ」の情報更新及び積極的な配布によって、啓発・情報提供の充実に取り組みます。また、自主防災組織育成事業について周知することで組織の結成を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立します。	
③海岸地域の津波避難対策の充実 総合戦略	津波避難対策の充実に向けて、海岸地域における津波避難施設の改修や防災行政無線の整備を行います。	③海岸地域の津波避難対策の充実	津波避難対策の充実に向けて、海岸地域における津波避難施設の改修や防災行政無線の整備を行います。	
④海岸保全の推進	暴風・高潮等による海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、関係者との調整を図りながら海岸保全事業を推進します。	④海岸保全の推進	暴風・高潮等による海岸侵食を防止するため、関係機関へ要請を行い、関係者との調整を図りながら海岸保全事業を推進します。	
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）		
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
自主防災組織結成率	%	62	82	100
6 主要な事業		6 主要な事業		
防災・減災情報伝達手段の確保	新たな防災行政無線設備を整備します。	防災・減災情報伝達手段の確保	新たな防災行政無線設備を整備します。	
自主防災組織等の育成	自主防災組織等の育成を推進します。	自主防災組織等の育成	自主防災組織等の育成を推進します。	
災害用備蓄資機材の整備	災害用備蓄資機材の計画的な更新・整備を行います。			



8 交通安全・防犯対策の推進

1 現状

わが国における交通事故死者数は、1970年（昭和45年）の1万6,765人をピークに、2022年（令和4年）には2,610人にまで減少しています。これは、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸対策を推進した成果と考えられます。しかし、こうした中で交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者を取り巻く問題が増加しています。

本町では、交通事故の発生を未然に防ぐため、別海町交通安全協会、交通安全指導員及び関係機関と連携の上、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発運動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。

刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるため、犯罪情勢については改善がみられると考えられます。その一方で、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

防犯対策としては、別海町防犯協会と連携の上、チラシによる啓発等により防犯意識の高揚に取り組むほか、関係機関と連携し、地域安全運動の推進に努めています。

また、暗いところは監視性が低く、犯罪が起りやすい場所といわれていることから、町内会と連携の上で防犯灯の整備を行っています。

2 課題

交通安全対策としては、交通事故防止のため、年齢層に応じた交通安全教室を継続して実施するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化する必要があります。また、交通安全思想の普及を担う交通安全指導員の高齢化が進んでおり、後継者の確保が困難であることから、担い手不足の解消に向け、対策の検討を進める必要があります。

防犯対策としては、不審者や特殊詐欺被害の増加が懸念されることから、犯罪の発生を未然に防ぐため、多くの地区で防犯活動が実施されるよう活動の促進に取り組んでいくとともに、今後も、防犯チラシの作成、配布等により町民の防犯意識の啓発を図ることが重要となります。

防犯灯の整備については、住宅区域の拡張等に伴い、防犯灯の設置が必要な箇所も変動するため、状況に合わせた防犯灯の設置が求められています。また、木柱が多く使用されており、経年劣化や腐食が進んでいることから、改修の必要性が高い防犯灯の整備を計画的に実施する必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚、安全な道路環境の整備・維持に取り組み、安全・安心のまちづくりを進めます。また、関係団体との連携により、地域の自主的な防犯・安全活動を充実するとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、防犯意識の高揚を推進するほか、防犯効果の向上につながる環境の整備に取り組みます。

9 交通安全・防犯対策の推進

1 現状

わが国における交通事故死者数は、1970年（昭和45年）の1万6,765人をピークに、2017年（平成29年）には3,694人にまで減少しています。これは、国や地方公共団体、関係民間団体等が一体となって交通安全の諸対策を推進した成果と考えられます。しかし、こうした中で交通事故死者数に占める高齢者の割合の上昇や高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生など、高齢者を取り巻く問題が増加しています。

刑法犯の認知件数は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向にあるため、犯罪情勢については改善がみられると考えられます。その一方で、児童虐待や配偶者からの暴力、ストーカーが増加傾向にあるほか、高齢者を対象とした振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害や、高度情報化に伴うインターネットを介したサイバー犯罪も多発しています。

本町では、交通事故の発生を未然に防ぐため、別海町交通安全協会、交通安全指導員及び関係機関と連携の上、子どもから高齢者まで、それぞれの年齢層に応じた交通安全教室の開催や街頭啓発運動を実施し、交通安全意識の高揚を図っています。また、標識の設置・修繕を行い、交通安全の確保にも努めています。

防犯対策としては、別海町防犯協会と連携の上、チラシによる啓発等により防犯意識の高揚に取り組むほか、関係機関と連携し、地域安全運動の推進に努めています。

また、暗いところは監視性が低く、犯罪が起りやすい場所といわれていることから、町内会と連携の上で防犯灯の整備を行っています。

2 課題

交通安全対策としては、交通事故防止のため、年齢層に応じた交通安全講習会を継続して実施するとともに、特に高齢者に対する啓発を強化する必要があります。

また、防犯対策としては、不審者や特殊詐欺被害の増加が懸念されることから、犯罪の発生を未然に防ぐため、多くの地区で防犯活動が実施されるよう活動の促進に取り組んでいくとともに、今後も、防犯チラシの作成、配布等により町民の防犯意識の啓発を図ることが重要となります。

防犯灯の整備については、住宅区域の拡張等に伴い、防犯灯の設置が必要な箇所も変動するため、状況に合わせた防犯灯の設置が求められています。また、木柱が多く使用されており、経年劣化や腐食が進んでいることから、改修の必要性が高い防犯灯の整備を計画的に実施する必要があります。

3 施策の目的

町民の誰もが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通安全意識の高揚、安全な道路環境の整備・維持に取り組み、安全・安心のまちづくりを進めます。また、関係団体との連携により、地域の自主的な防犯・安全活動を充実するとともに、犯罪のない安全・安心な社会づくりを目指し、防犯意識の高揚を推進するほか、防犯効果の向上につながる環境の整備に取り組みます。

改定後

4 主要施策

①交通安全意識の高揚 総合戦略	関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するほか、街頭における啓発運動を実施します。
②安全な道路環境の整備・維持	交通安全施設を計画的に整備し、運転者への注意喚起を促す安全な道路環境の整備を進めます。
③防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯活動や広報・啓発活動、情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚に取り組みます。
④防犯灯の整備	犯罪を誘発するおそれのある環境の改善を図るため、町内会と連携し必要な防犯灯の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	26	49	30
省エネ防犯灯の設置率	%	78	97	98

6 主要な事業

交通安全施設の整備	町道区画線の整備及び交通安全施設の整備を行います。
交通安全意識の高揚	交通安全教室や街頭啓発を行います。
防犯灯整備の推進	防犯灯の設置や維持管理を行う町内会を支援します。

改定前

4 主要施策

①交通安全意識の高揚	関係機関や交通安全指導員と連携して、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施するほか、街頭における啓発運動を実施します。
②安全な道路環境の整備・維持	交通安全施設を計画的に整備し、運転者への注意喚起を促す安全な道路環境の整備を進めます。
③防犯意識の高揚	警察や関係機関・団体との連携のもと、防犯活動や広報・啓発活動、情報提供等を推進し、町民の防犯意識の高揚に取り組みます。
④防犯灯の整備	犯罪を誘発するおそれのある環境の改善を図るため、町内会と連携し必要な防犯灯の整備を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 <u>(中間目標)</u>	2028年度 (目標)
交通安全教室と街頭啓発の開催数	回	26	28	30
省エネ防犯灯の設置率	%	78	89	96

6 主要な事業

交通安全施設の整備	町道区画線の整備及び交通安全施設の整備を行います。
交通安全意識の高揚	交通安全教室や街頭啓発を行います。
防犯灯整備の推進	防犯灯の設置や維持管理を行う町内会を支援します。

備考



9 消費者保護の充実

1 現状

近年、インターネットやSNSの活用によって、消費生活は大変利便性が高く、豊かなものとなっています。その一方で、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による消費生活のトラブルが複雑化しています。こうした中で、2012年（平成24年）に、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消費者教育の重要性を認識し、地域において積極的に推進することが義務付けられています。

本町では、消費者トラブルを未然に防ぎ、町民が安全・安心・健全に消費生活を営めるよう、消費者協会と連携して街頭啓発を実施しています。また、消費者大会の開催や広報紙・ホームページの活用によって、消費生活に関連する情報提供や啓発を積極的に実施しています。

さらに、トラブル発生後の適切な対応に向け、消費生活相談研修を重ねた担当職員による相談窓口を整備しているほか、根室振興局管内市町間で連携協定を結び、広域的な相談体制を構築しています。

2 課題

インターネットの普及に伴い、高齢者や若年層にも被害が拡大し、トラブルの内容が多種多様となっていることから、効果的な消費者被害予防策を構築する必要があるとともに、学校での消費者教育の推進及び消費生活相談担当職員の更なる知識の習得等、相談体制の強化・充実が必要となります。

3 施策の目的

近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、町民が安心して相談できる環境づくりを進めます。

10 消費者保護の充実

1 現状

近年、インターネットやSNSの活用によって、消費生活は大変利便性が高く、豊かなものとなっています。その一方で、訪問や電話での悪質な勧誘、インターネットによる有料サイトの架空請求など、いわゆる悪質商法による消費生活のトラブルが複雑化しています。こうした中で、2012年（平成24年）に、「消費者教育の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体は、消費者教育の重要性を認識し、地域において積極的に推進することが義務付けられています。

本町では、消費者トラブルを未然に防ぎ、町民が安全・安心・健全に消費生活を営めるよう、消費者協会と連携して街頭啓発を実施しています。また、消費者大会の開催や広報紙・ホームページの活用によって、消費生活に関連する情報提供や啓発を積極的に実施しています。

さらに、トラブル発生後の適切な対応に向け、消費生活相談研修を重ねた担当職員による相談窓口を整備しているほか、根室振興局管内市町間で連携協定を結び、広域的な相談体制を構築しています。

2 課題

消費トラブルに遭うことなく、安心して日々の生活を送るためにも、流行している悪質商法等の情報を、町民に速やかに知らせる仕組みづくりや、学校での消費者教育の推進を検討する必要があります。また、効果的な消費者被害予防策を検討することも必要となっています。

3 施策の目的

近年の環境変化を踏まえた消費者保護政策全般の強化を推進し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、町民が安心して相談できる環境づくりを進めます。

改定後		改定前					備考
4 主要施策		4 主要施策					
①消費者生活情報と学習機会拡充・啓発の推進	関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じた消費生活情報の提供を行うほか、街頭啓発や消費者大会の実施により、悪質商法による被害の予防啓発活動を行います。	①消費者生活情報と学習機会拡充・啓発の推進 関係機関と連携し、広報紙やホームページ等を通じた消費生活情報の提供を行うほか、街頭啓発や消費者大会の実施により、悪質商法による被害の予防啓発活動を行います。					
②消費生活相談の充実	職員の消費生活相談研修への参加や、根室振興局管内市町間の連携による広域的な相談体制の構築により、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応を行います。	②消費生活相談の充実 職員の消費生活相談研修への参加や、根室振興局管内市町間の連携による広域的な相談体制の構築により、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応を行います。					
5 重要業績評価指標（KPI）		5 重要業績評価指標（KPI）					
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> (中間実績)	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)			
消費相談件数	件	11	28	5			
6 主要な事業		6 主要な事業					
消費生活啓発・情報提供関連事業	消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。	消費生活啓発・情報提供関連事業 消費知識の正しい情報を発信し、町民がトラブルに巻き込まれないよう啓発を行います。					
消費生活ネットワーク化推進事業	多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め体制を拡充します。	消費生活ネットワーク化推進事業 多岐にわたる消費者トラブルの早期発見、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携を深め体制を拡充します。					